

「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の改正について

平成27年3月10日

トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議

関東運輸局自動車交通部貨物課

「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」改正概要

「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」を、下記の内容を踏まえ改定する。

- ・「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」等の内容を反映
- ・手待ち時間がトラック事業者の負担となっている商習慣を踏まえ、手待ち時間の改善等について記述

○商習慣による問題等となる行為例

○到着～荷役開始までの手待ち時間[配達]

(分)	到着～荷役開始	
	件数	%
0-60分	527	68.7%
60-120分	118	15.4%
120分以上	70	9.1%
—	52	6.8%
合計	767	100.0%

配達時に1時間以上の手待ち時間があるが
24.5%

反映

○到着～荷役開始までの手待ち時間[集荷]

(分)	到着～荷役開始	
	件数	%
0-60分	274	88.7%
60-120分	17	5.5%
120分以上	6	1.9%
—	12	3.9%
合計	309	100.0%

集荷時に1時間以上の手待ち時間があるが
7.4%

配送センターでの1時間以上の手待ち時間があるが
45.2%

○主要産業の配送センターにおける手待ち時間

	到着～荷役開始(手待ち時間)							
	0-60分		60-120分		120分以上		—	
主要産業合計	132	50.9%	72	27.8%	45	17.4%	10	3.9%

荷主庭先実態調査報告(日本路線トラック連盟)より

○手待ち時間の改善等について

- ・手待ち時間を改善することは、サプライチェーン全体の最適化を進める上で、大変重要であり、強く求められていることから、ガイドラインに新たに項目を建てる。
- ・手待ち時間の改善を進めることは大きな意義があるため着荷主等の役割についても追記。

○商慣習による問題等となる行為類型例、望ましい取引慣行について

- ・エネルギーコストの上昇分を価格に転嫁する等の実施されることが求められる取引慣行、望ましい取引実例等を追記

○書面化推進ガイドライン等を踏まえた適正な取引の確保等について

- ・適正取引推進ガイドラインの活用について追記。

○消費税転嫁対策特別措置法について

- ・消費税の転嫁拒否等の行為を行った場合は公正取引委員会等による指導・助言、勧告・公表の措置対象となることを追記

改正

トラック運送業における下請・荷主適正取引ガイドライン

荷主・元請・下請事業者間における問題意識等の共有により適正取引の一層の推進が図られる

「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」改正概要

項目	意見の概要	GL反映
ガイドライン全体	立場の弱い受注者(多層構造での下請事業者等)がどのように改善(適正運賃収受)を達成できたのかがわかる実例を充実させるべき。	望ましい取引実例拡充(全体)
運賃の設定	運送受託者(下請事業者等)が運送委託者(元請事業者等)に対して、一定の条件(燃料価格が上昇する等)の下で、燃料サーチャージを導入要請した場合に、適正な協議を踏まえず運送委託者が拒絶した場合には、下請法違反になる可能性があることを追記されたい。(買いたたき)	2. 運賃の設定 ・下請法の留意点等に記載
運賃(代金)の減額	貨物を破損等した場合の強制的な買取りについては、独占禁止法上問題がある可能性があることを追記されたい。	3. 運賃(代金)の減額 ・問題となる類型として記載
運送に係る付帯作業の提供	発荷主・着荷主の庫内での契約に無い作業とし、役務、付帯作業例として下記を追記されたい。 ・庫内の入庫作業やラベル貼り作業 ・商品入れ替え等の出荷準備作業 等	6. 運送に係る付帯作業の提供 ・既存項目内での内容拡充 ・発荷主・着荷主の追記
手待ち時間の改善	手待ち時間の改善においては、着荷主側の設備・人員等の不十分さが長い手待ち時間の主な原因になっている。(慢性化している) 着荷主の役割をもっと重視した記載にするべき。 着荷主側の設備等の改善なく、手待ち時間を減らそうとすると、着荷主が無理な時間設定で到着を求めるため、運送受託者の負担が増え、安全が阻害される。	11. 手待ち時間の改善項目(着荷主含む)追加